

厚生科学審議会生活環境水道部会委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏 名	所 属 ・ 役 職
臨時委員	相澤 好治	北里大学医学部長
臨時委員	安藤 正典	武蔵野大学客員教授
臨時委員	大井田 隆	日本大学医学部教授
委 員	大垣 眞一郎	独立行政法人国立環境研究所理事長
臨時委員	大澤 元毅	国立保健医療科学院建築衛生学部長
臨時委員	大住 莊四郎	関東学院大学経済学部経済学科教授
臨時委員	岡部 信彦	国立感染症研究所感染症情報センター長
臨時委員	小笠原 紘一	全国簡易水道協議会技術顧問
臨時委員	沖 幸子	フラオグループ株式会社代表取締役社長
委 員	岸 玲子	北海道大学医学部教授
委 員	坂上 恭助	明治大学理工学部教授
臨時委員	佐藤 幸雄	全日本水道労働組合中央執行委員長
臨時委員	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
臨時委員	瀬川 昌輝	(社)東京ビルディング協会連合会監事
臨時委員	津野 洋	京都大学大学院工学研究科教授
臨時委員	中野 信博	(社)全国ビルメンテナンス協会理事
臨時委員	永井 恵	大田区保健所所長
臨時委員	古米 弘明	東京大学大学院工学研究科教授
臨時委員	御園 良彦	(社)日本水道協会専務理事

生活環境水道部会について（開催経緯）

○第1回 平成14年8月1日（木）

- 【議事】（1）厚生科学審議会生活環境水道部会について
（2）部会長の選出及び部会長代理の指名について
（3）水道行政の最近の動向について
（4）諮問について
（5）その他

【概要】

事務局より最近の水道行政の動向（平成13年改正水道法含む。）について説明を行った。また、厚生労働大臣から厚生科学審議会会長宛に諮問された内容（世界保健機構（WHO）における飲料水水質ガイドラインの改訂の動き等を踏まえ、水質基準の見直し等を行うことについて）についてご了承を頂いた。

○第2回 平成14年12月20日（金）

- 【議事】（1）水質管理専門委員会の審議状況について
（2）その他

【概要】

事務局より水質管理専門委員会の審議の進捗状況について報告を行い、水質に関する基準の見直し等に係る基本的考え方（素案）、微生物に係る基準、化学物質に係る基準、水質検査方法、水質検査計画等についてご意見を頂いた。

○第3回 平成15年3月11日（火）

- 【議事】（1）水質管理専門委員会報告案について
（2）その他

【概要】

事務局より「水質基準の見直し等について（案）」を説明し、基本的考え方、病原微生物に係る水質基準、化学物質に係る水質基準、水質検査方法、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物対策、水質検査計画、簡易専用水道の管理及び34条機関のあり方、水質管理目標設定項目等の取扱い等についてご意見を頂いた。

○第4回 平成15年4月28日（月）

- 【議事】（1）水質管理専門委員会報告案について
（2）その他

【概要】

生活環境水道部会として「水道法第4条第2項の規定に基づき定められる水質基準の見直し等を行うことについて（報告）」を報告書としてとりまとめることについてご了承を頂いた。

○第5回 平成18年8月4日（金）

【議事】（1）厚生科学審議会生活環境水道部会について

- （2）水道行政の最近の動向について
- （3）クリプトスポリジウム等対策について
- （4）水質基準の見直し等について
- （5）その他

【概要】

事務局より水道行政の最近の動向について説明を行った。平成15年の水質基準の見直しに関する答申を受け、事務局よりクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策（案）及び水質基準の見直し等（案）（塩素酸に係る水質基準の設定など）について説明し、ご意見をいただいた。

○第6回 平成19年10月26日（金）

【議事】（1）水質基準の見直し等について

- （2）水道施設の耐震化について
- （3）指定給水装置工事事業者制度について
- （4）その他

【概要】

事務局より水質基準の見直し等（案）（TOCに係る水質基準値の強化など）、水道施設の耐震性能基準の明確化、及び指定給水装置工事事業者制度の施行状況の評価・課題等について説明し、ご意見をいただいた。

○第7回 平成20年12月16日（火）

【議事】（1）厚生科学審議会生活環境水道部会について

- （2）水質基準の見直し等について
- （3）水道行政の最近の動向について
- （4）その他

【概要】

事務局よりTOCに係る水質基準の見直し等及び今後の水質基準等の見直しの方向性について説明し、ご意見をいただいた。

カドミウムに係る水質基準の見直し等について

1. 水質基準等の逐次改正について

水質基準については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水道水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

同検討会において、平成 20 年 12 月 16 日厚生科学審議会生活環境水道部会以降、厚生労働科学研究による研究成果や食品安全委員会の健康影響評価等の知見等に基づき検討が進められ、新たな見直しの方向性が整理された。

平成 15 年 4 月 28 日 厚生科学審議会答申(厚科審第 5 号)

I. 基本的考え方-3.逐次改正方式 より

水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであり、世界保健機関(WHO)においても、飲料水水質ガイドラインの 3 訂版では、今後は"Rolling Revision"(逐次改正方式)によることとし、従来のような一定期間を経た上で改正作業に着手するという方式を改めるとしている。

我が国の水質基準においても、理念上は逐次改正方式によることとされているが、これを実効あらしめるためには、例えば、関連分野の専門家からなる水質基準の見直しのための常設の専門家会議を設置することが有益である。

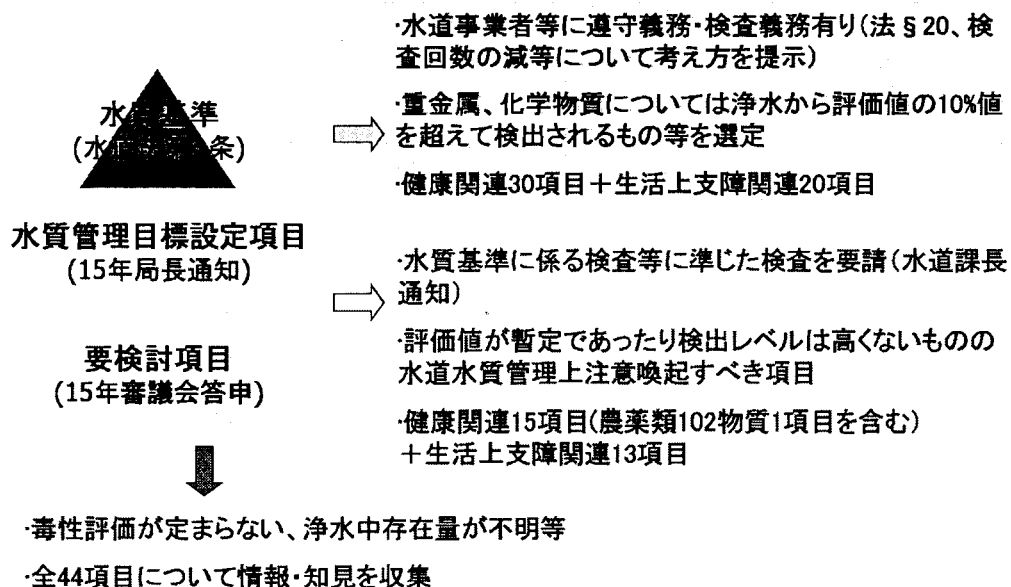


図 水質基準等の体系図

2. 第7回厚生科学審議会生活環境水道部会で示された方向性

水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項の規定に基づき定められる水質基準については、昭和33年に制定して以来、逐次改正を行ってきた。

平成20年12月16日に厚生科学審議会生活環境水道部会を開催したところ、水質基準等に関連して以下の方向性が示された。

(1) 水質基準の見直しの必要性

項目	方針
銅 現行基準：1.0mg/L	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全委員会の食品健康影響評価結果として、許容上限摂取量が9mg/人/日とされたことを踏まえ、飲料水からの銅の摂取が多いと考えられる銅製給水装置使用者を対象とした健康リスク評価等を行い、基準改正の必要性について検討を行う。
カドミウム及びその化合物 現行基準：0.01mg/L	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全委員会の食品健康影響評価結果として、耐容週間摂取量を7μg/kg体重/週とされたことを踏まえ、0.003mg/Lに見直し。 水質基準の改正について、食品安全委員会の意見を求める。 薬品、資機材、給水装置からの溶出について解析を進める。

(2) 水質管理目標設定項目の見直しの必要性

項目	方針
1,1,2-トリクロロエタン 現行目標：0.006mg/L	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、評価値を0.01mg/Lに見直し。 過去の検出状況や他の規制が存在することを踏まえ、<u>水質管理目標設定項目</u>から削除する。
農薬類	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、<u>目標値</u>を見直し <ul style="list-style-type: none"> イソプロチオラン : 0.04mg/L →0.3mg/L ジチオピル : 0.008mg/L →0.009mg/L メフェナセット : 0.009mg/L →0.02mg/L ブロモブチド : 0.04mg/L →0.1mg/L エスプロカルブ : 0.01mg/L →0.03mg/L ピリプロキシフェン : 0.2mg/L →0.3mg/L

3. 水質基準の見直しに係る検討状況

(1) 銅（水質基準）について

- 平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会（平成 21 年 6 月）において、銅合金製給水管使用者における曝露量評価について審議した。
- 曝露量評価の結果、銅合金製給水管使用者の飲料水からの銅の摂取量は 0.409mg/day と推定された。
- また、食品からの摂取量は「平成 18 年国民健康・栄養調査結果」によると 1.18mg/day である。これら摂取量から、銅摂取量の飲料水寄与率は約 25%と考えた。
- 食品安全委員会の食品健康影響評価に基づく許容上限摂取量 9mg/人/day を踏まえ、銅摂取量の飲料水寄与率や 1 人 1 日飲水量 (2L/人・日) も踏まえると、健康影響の観点からの評価値は 1.16mg/L となるが、着色の観点で設定されている現行基準値 1.0mg/L のほうが低いため、現行基準値を継続することが適当であると評価した。

(2) カドミウム（水質基準）について

- 平成 21 年 10 月に食品安全委員会に対して、水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について意見を求めたところ、「カドミウムの耐容週間摂取量を $7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週とする」と通知された。（食品健康影響評価の内容に変更はなく、改正基準値案も当初案から変更はなし）
- なお、検査方法については、水道水質検査法検討会において、検査法の改正について検討したところ、フレイム原子吸光法を除き、必要定量下限値まで測定可能であること等が確認された。これを受け、フレイム原子吸光法の検査法の対象項目からカドミウムを外す方向で検査法の改正手続きを進めているところ。

4. 薬品基準、資機材材質基準及び給水装置浸出性能基準に係る検討状況

水質基準改正等の方向性を受け、カドミウムに係る水質基準の見直し及び 1,1,2-トリクロロエタンの水質管理目標設定項目からの削除に伴い、水道用資機材及び給水装置からの対象物質の溶出に関する基準について、平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会（平成 21 年 6 月）において検討がなされた。

カドミウム及び 1,1,2-トリクロロエタンに係る「水道施設の技術的基準を

定める省令」において定める薬品基準及び資機材材質基準並びに「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」において定める給水装置浸出性能基準について、当該検討会で得られた改正案は次のとおり。

(1) カドミウムについて

- 主な給水装置・水道用資機材における既往製品の浸出性能試験データによると、測定結果にバラツキがあるものの、浸出性能は概ね基準改正後の浸出性能基準を満足すると考えられること等から給水装置や資機材の浸出性能基準を強化することとした。
- なお、検査法については、水道水質検査法と同様、フレイム原子吸光法の検査法の対象項目からカドミウムを外す方向で検査法の改正手続きを進めているところ。

(2) 1,1,2-トリクロロエタンについて

- 水質管理目標設定項目から 1,1,2-トリクロロエタンを削除することに伴い、薬品基準、資機材材質基準及び給水装置浸出性能基準から 1,1,2-トリクロロエタンを削除することとした。

5. パブリックコメントの実施

以上の検討を踏まえ、水質基準等及び水質管理目標値の改正案について、平成 21 年 10 月 17 日～11 月 16 日の間、パブリックコメントの募集を行った。

パブリックコメントには、給水栓等末端のカドミウムの改正給水装置浸出性能基準に関して、製品の中には新基準値を満たせないものがあるため、新基準値の適用までに猶予期間が必要との意見が寄せられた。この結果について、平成 21 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会（平成 21 年 12 月）で審議いただいたところ、カドミウム溶出の要因解明と対応策の検討及び新基準値を満たす給水栓等の供給体制を構築する為の準備期間として、新基準値の適用までに 2 年の猶予期間を設けることについて了承された。また、水質基準やその他の基準及び水質管理目標設定項目に関しては、原案のとおりとすることが了承された。

なお、水道用資機材及び給水装置の浸出性能基準に関する基準改正については、「貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）」に基づき WTO へ通報を行ったが、意見は提出されなかった。

水質基準逐次改正検討会の審議結果を踏まえた水質基準等の改正案は次表のとおり。提出された意見及び回答案については、資料2-2に示す。

表 水質基準等の改正案

		カドミウム及びその化合物 (カドミウムの量に関して)	1,1,2-トリクロロ エタン
水質基準	現行	0.01mg/L	—
	改正案	0.003mg/L	—
薬品基準	現行	0.001mg/L	0.0006mg/L
	改正案	0.0003mg/L	削除
資機材材質基準	現行	0.001mg/L	0.0006mg/L
	改正案	0.0003mg/L	削除
給水装置浸出性能基準	水栓その他末端給水用具	現行	0.001mg/L
		改正案	0.0003mg/L
	末端以外の給水用具又は給水管	現行	0.01mg/L
		改正案	0.003mg/L
施行時期	平成22年4月1日施行 <経過措置> 水栓その他末端給水用具のカドミウム及びその化合物の給水装置浸出性能基準に関しては、新基準値の適用までに2年の猶予期間を設ける。(平成24年4月1日適用)		

銅の飲料水からの摂取に係るリスク評価について

1. 経緯

銅については、平成 20 年 4 月に内閣府食品安全委員会より厚労大臣宛て食品健康影響評価結果が通知され、許容上限摂取量が 9 mg/人/日とされた。これを受け、同年 12 月の厚生科学審議会生活環境水道部会において銅の水質基準に関して審議がなされ、今後はまず、飲料水からの銅の摂取が多いと考えられる銅製給水装置使用者を対象とした健康リスク評価を行うとともに、薬品からの混入、資機材からの溶出等についてデータ収集・解析を行い、基準改正の必要性について検討を進めるものとされた。

これを受けて、健康リスク評価を次のとおり行い、平成 21 年 6 月の水質基準逐次改正検討会において、基準改正の必要性について審議し了承された。

2. 健康リスク評価

<銅製給水管からの銅溶出量>

まず、曝露量推定の条件を設定するため、メーカーによる試験結果に基づき滞留状態の銅製給水管からの溶出量について調べた。この際、新品/使用中の管（室温/90℃/ホテル温水）と各種条件について調べた。

この結果、最も銅の溶出量が多かったのは、使用中の管を用いて室温で滞留させた場合の水の平均濃度 0.74mg/L であったことから、銅製給水管からの銅溶出量としてこの値を用いることとした。

溶出量の概要は次のとおり。

○使用中の管を室温で滞留させた水への溶出量（試験期間：4年）

トータルの平均濃度：0.74mg/L

※試験条件：

外径 12.7mm、厚 0.64mm、長さ 2m 管(容量 205ml)、12 時間滞留させた水をサンプリング

<曝露量推定>

溶出する銅の質量は水と管の接触面積及び接触時間に比例するものとし、2階に台所がある家屋（給水管配管は8ページ図のとおり）において、屋内給水

管のうち台所へ向かう分岐点から台所給水栓までの間の管に滞留した水のすべてが飲用に供されるものと仮定すると、当該給水栓から人1人が1日に摂取する銅の量は以下のように算定される：

$$\begin{aligned} & \text{内径 20mm} \cdot \text{管の延長が 3m} \cdot \text{1日当たりの銅の溶出量 } S_{0a} \\ & = \left(\frac{0.74\text{mg/L}}{12\text{hr}} \times 205\text{ml} \times 24\text{hr/day} \right) \times \left\{ \frac{(20\text{mm} \times \pi \times 3\text{m})}{(11.4\text{mm} \times \pi \times 2\text{m})} \right\} \\ & = 0.798\text{mg/day} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{内径 13mm} \cdot \text{管の延長が 2m} \cdot \text{1日当たりの銅の溶出量 } S_{0b} \\ & = \left(\frac{0.74\text{mg/L}}{12\text{hr}} \times 205\text{ml} \times 24\text{hr/day} \right) \times \left\{ \frac{(13\text{mm} \times \pi \times 2\text{m})}{(11.4\text{mm} \times \pi \times 2\text{m})} \right\} \\ & = 0.346\text{mg/day} \end{aligned}$$

合計

$$\begin{aligned} & = S_{0a} + S_{0b} \\ & = \underline{1.144\text{mg/day}} \end{aligned}$$

これを平均世帯人数 2.8 人で分け合うとすると、1人1日当たりの銅の摂取量 i_w は、

$$\begin{aligned} i_w & = 1.144\text{mg/day} \div 2.8 \text{人} \\ & = \underline{0.409\text{mg/人/day}} \end{aligned}$$

なお、食品からの摂取量が 1.18mg/人/day（「平成 18 年国民健康・栄養調査結果」より）であることから、1人1日当たりの銅の総摂取量 i_t は、

$$i_t = 1.18 + 0.409 = 1.59 \text{mg/人/day}$$

となり、この値は銅摂取の推奨量：0.75mg/人/day を超え、許容上限摂取量：9 mg/人/day 以下に収まる。

<飲料水寄与率>

1人1日当たりの銅の総摂取量と水からの銅摂取量から、水からの曝露配分（アロケーション）は約 25%。

$$\begin{aligned} \text{寄与率} & = (\text{水からの銅摂取量}) / (\text{食品からの銅摂取量} + \text{水からの銅摂取量}) \\ & = 0.409 / i_t = 0.409 / 1.59 = 25.7\% \quad \doteq \quad 25\% \end{aligned}$$

<評価値>

食安委の評価結果 9mg/人/day を配分すると、健康影響の観点からの水質の評価値 X は以下のとおり。(この際、1日当たり水摂取量を 2L とする。)

$$X = (9\text{mg/day} \times 25.7\%) \div 2L$$

$$= \underline{1.16\text{mg/L}}$$

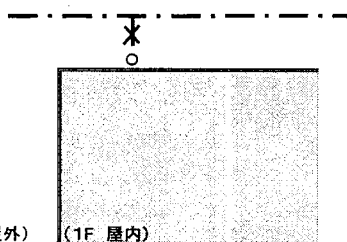
着色の観点で設定されている現行基準値 1.0mg/L のほうが低いため、現行基準値を継続することが適当と考えられる。

(配管図)

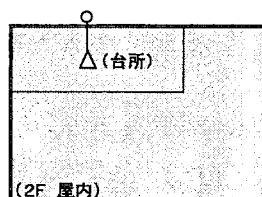
【銅管使用延長の試算】

- ※2F台所に最も短い延長で給水管を配管するケースを想定。
- ※延長は、「給水装置工事技術指針」(給水工事技術振興財団)P.315 給水装置工事図面(例)を参照。
- ※2F立ち上げ管～台所まで銅管を使用するものとする。
- ※立ち上げ管は内径20mm、それ以降は内径13mmとする。

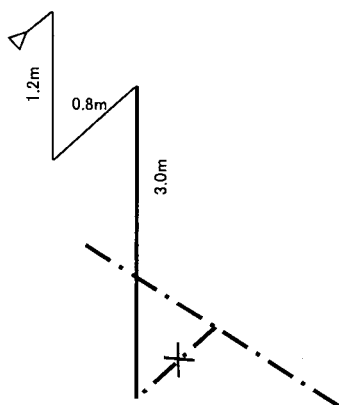
(平面図) <1F>



<2F>



(立面図)



【凡例】

- 銅管内径13mm
- 銅管内径20mm
- - - 他種管内径20mm
- △ 給水栓類
- × 止水栓

(銅管延長)

- 内径13mm 2.0m
- 内径20mm 3.0m
- ※給水栓部分は延長に計上しないものとする。

「水質基準に関する省令」等 及び 水質管理目標設定項目の一部改正案
に関するパブリックコメントの結果とその対応について

水質基準等については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

平成 20 年 12 月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会において、カドミウム及びその化合物等について、水質基準等の見直しの方向性が了承されたことを受け、今般、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、「水質基準に関する省令」の一部改正及び水質基準を補完する項目として定める水質管理目標設定項目の見直しを行うとともに、これに伴い、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）の一部を改正することとし、次表の 2 件について、平成 21 年 10 月 17 日～11 月 16 日の間、パブリックコメントの募集を行った。

	タイトル	概要
1	「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正案に関する意見の募集について	<ul style="list-style-type: none"> • 食品安全委員会答申を踏まえ、「水質基準に関する省令」の一部改正し、「カドミウム及びその化合物」について、水質基準を改正（現行基準値 0.01mg/L）→0.003mg/L • 水質基準の改正及び水質管理目標設定項目の見直しに伴い、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部を改正し、「カドミウム及びその化合物」及び「1,1,2-トリクロロエタン」に関して、薬品基準、資機材材質基準及び給水装置構造材質基準を改正 • 平成 22 年 4 月 1 日より施行。
2	水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について	<ul style="list-style-type: none"> • 食品安全委員会答申を踏まえ、水質管理目標設定項目から「1,1,2-トリクロロエタン」を削除（現行目標値 0.006mg/L）。 • 食品安全委員会答申を踏まえ、水質管理目標設定項目の農薬類の対象農薬リスト中 6 項目について、目標値を改正。 • 平成 22 年 4 月 1 日より施行。

<意見募集の結果について>

2件のパブリックコメントに寄せられた意見概要と回答案は次のとおり。回答案に関しては、平成21年12月の水質基準逐次改正委員会において了承されたもの。

1. 「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正案に関する意見募集の結果について

「水質基準に関する省令」等の一部改正案については、18件（すべて、「カドミウム及びその化合物」（以下「カドミウム」という。）に係る「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正に関するもの）の意見が寄せられた。

表1. 水質基準に関する省令等の一部改正案：意見概要と回答案

番号	意見概要	件数	回答案
<カドミウムに係る水栓その他末端の給水用具の浸出液に係る基準の改正について>			
1	<p>改定基準の適用までに猶予期間が必要。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在販売している給水栓には、新基準値を満たせない製品がある。 カドミウム浸出の原因は、給水栓の部品に用いられる銅合金材料中のカドミウム含有率のばらつきによると考えられるが、要因解明と改定基準値を満たす製品の供給体制構築のため、猶予期間が必要。 	1件	<p>水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値(0.0003mg/L)を満たす給水栓の供給体制を構築するための準備期間として、改定基準の適用までに2年間の猶予を設けることとします。</p> <p>カドミウムに係る水道水の水質基準を遵守することによって健康への影響は生じないものの、給水装置由来のカドミウム浸出濃度をより低く抑えることによって、健康への影響が生じる可能性をさらに低減することから、給水栓メーカーにおいて、猶予期間が終了する迄に改定基準値を遵守するための適切な取り組みが行われることが必要であると考えます。</p>
2	<p>改定基準の適用までに1年の猶予期間が必要。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売している製品について、浸出性能の基準適合性の検証が必要（現在 	15件	<p>意見1への回答で示したとおり、水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値を満たす給水栓の供給体制を構築する</p>

	<p>は、測定データが存在しない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準不適合品から適合品への切り替えを行った場合、それまでに出荷した流通在庫が販売できなくなり、販売業者にとって負担となるとともに、需要を満たすだけの製品を供給できなくなり、市場に混乱を招く懸念がある。 		<p>ための準備期間として、改定基準の適用までに2年間の猶予を設けることとします。</p> <p>なお、猶予期間の設置は、流通在庫の販路の確保等の観点から行われるものではありません。猶予期間が終了する迄に改定基準値を遵守するための適切な取り組みが行われることが必要であると考えます。</p>
3	<p>当分の間、現行基準維持を希望。</p> <p>(理由)</p> <p>給水栓の原料として使用される銅合金にはリサイクル品が使用されており、従来の基準で合金されたものが市中に出回っている。よって、材料メーカーとしては、改定基準値に適合させるため、伸銅業界や鋳物業界からカドミウム含有率の低い原料供給の要請があっても、炉前保証原料としての供給は不可能であり、需要がなくなれば、業界の死活問題となる。</p>	1件	<p>意見1への回答で示したとおり、水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値を満たす給水栓の供給体制を構築するための準備期間として、改定基準の適用までに2年間の猶予を設けることとします。</p>
4	<p>改定基準の適用までに周知期間が必要。</p> <p>(理由)</p> <p>改定基準値に適合させるための材料は特殊な材料であり、含有量保証や製造時間の問題から、供給面で混乱の起きる可能性があるため、十分な周知期間が必要。</p>	1件	<p>意見1への回答で示したとおり、水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値を満たす給水栓の供給体制を構築するための準備期間として、改定基準の適用までに2年間の猶予を設けることとします。</p>
<p><カドミウムに係る末端以外の給水用具の浸出液に係る基準の改正について></p>			
5	<p>改定基準の適用までに1年の猶予期間が必要。</p> <p>(理由は意見2と同じ)</p>	2件	<p>厚生労働省において、主な給水装置の既往製品の浸出性能試験データを取りまとめたところ、改定基準値案以下を満足することが確認されているため(平成21年度第1回水質基準逐次改正検討会資料参照)、末端以外の給水用具に関しては、改定基準の適用までに猶予期間は設けません。</p>

2. 水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について

水質管理目標設定項目の一部改正案については、1件の意見が寄せられた。

表2. 水質管理目標設定項目の一部改正案：意見概要と回答案

意見概要	回答案
<p>イソプロチオラン、メフェナセット、プロモブチド及びエスプロカルブの目標値の改定は賛成できない。</p> <p>(理由)</p> <p>他の研究論文に基づく毒性評価値、環境省の公共用水域等における指針値、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準等よりも高く設定されているため。</p>	<p>今回の評価値の見直しは、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、水道からの摂取量を考慮の上、行うものであり、水道水の安全管理の評価値として妥当な値であると考えます。</p>
<p>【その他ご意見】</p> <p>その他、次の御意見が寄せられました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値の設定されている対象農薬を見直すべき。 ・ 現行の総農薬方式をあらため、EUと同様、総農薬で0.5ppb=0.0005mg/L、単一農薬で0.1ppb=0.0001mg/Lという基準にすべき。 	<p>これらのご意見は今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

(参考1) カドミウムの水道水からの検出状況

改定基準値に基づいた水道水からのカドミウムの検出状況は次表のとおり。
H17～19年に0.002mg/Lが合計3箇所検出されているが、改定基準値(0.003mg/L)を超過する検出事例はない。

カドミウムの改定評価値に基づく過去3年間の検出状況
(検出地点数/測定地点数)

	H17	H18	H19
0.003mg/L 超	0/4,998	0/5,427	0/5,423
0.002 超～0.003mg/L 以下	0/4,998	0/5,427	0/5,423
0.001 超～0.002mg/L 以下	1/4,998	0/5,427	2/5,423

(参考2) 参照条文

○食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。
(一～六号省略)

七 水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項(同条第1項第1号から第3号までの規定に係る部分に限る。)の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(八～十四号省略)

(2・3項省略)

○水道法(昭和32年6月15日法律第177号)

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。

四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日 厚生省令第15号）

（一般事項）

第1条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（一～十五号 略）

十六 浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。

十七 資材又は設備（以下「資機材等」という。）の材質は、次の要件を備えること。

（イ・ロ 略）

ハ 浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、別表第二の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。

○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日 厚生省令第14号）

（浸出等に関する基準）

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

（2～4項 略）